

# 水戸市

まちなかの空き店舗へ出店をご検討のみなさまへ

## まちなか空き店舗対策補助金

空き店舗を活用して事業を開始する際の**改装費を一部補助**します。

○補助上限額 ※補助金は**事前申請制**になります。

・補助率 **1/2** ・補助対象経費 **空き店舗の改装に係る経費**

### 床面積 30 m<sup>2</sup>未満

店舗が1階にある場合

開店が正午以前 **50** 万円

それ以外 **30** 万円

店舗が1階以外にある場合

開店が正午以前 **30** 万円

それ以外 **20** 万円

### 床面積 30 m<sup>2</sup>～100 m<sup>2</sup>未満

店舗が1階にある場合

開店が正午以前 **100** 万円

それ以外 **60** 万円

店舗が1階以外にある場合

開店が正午以前 **60** 万円

それ以外 **40** 万円

○補助要件 以下の**要件をすべて満たすことが必要**になります。

#### 対象者

- ・空き店舗(3か月以上継続して使用されていない店舗)を賃借し、新たに営業を開始する方
- ※商店会が存在する区域に店舗がある場合は、商店街団体からの推薦書が必要
- ・賃借物件の所有者、または、所有者の三親等以内の親族でない方
- ※物件所有者及び補助申請者またはいずれかが法人の場合は、役員を含む
- ・水戸市税の滞納がない方

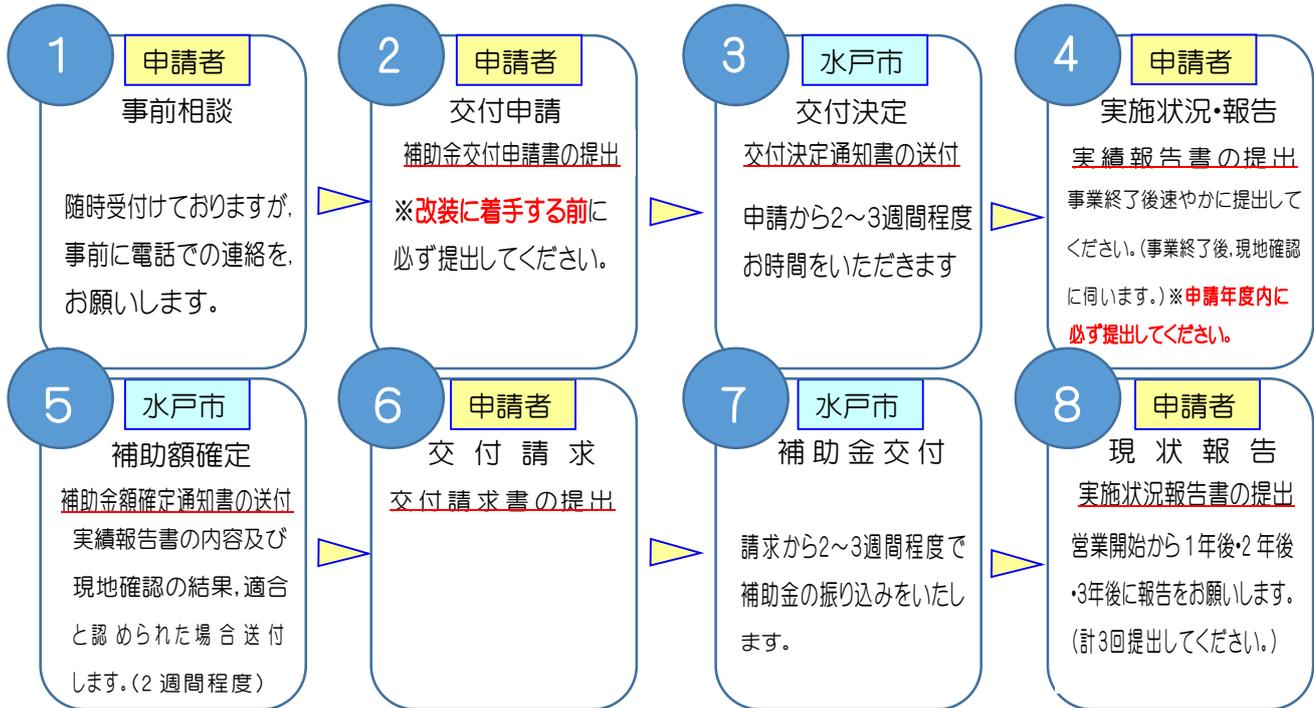
#### 対象事業

- ・店舗が道路に面している、かつ、道路から営業をしていることが認識できること
- ・1週間の営業日が5日以上、かつ、1営業日の開業時間が6時間以上であること
- ・3年以上継続して事業を行うこと
- ・対象エリアに存する店舗・事務所の閉鎖を伴わないこと
- ・営業等に必要な許認可を受けていること
- ・水戸市の以下の補助金を受けていないこと  
(店舗事務所等開設促進補助金、企業立地促進補助金)
- ・申請年度内(～3月31日)に事業が完了すること

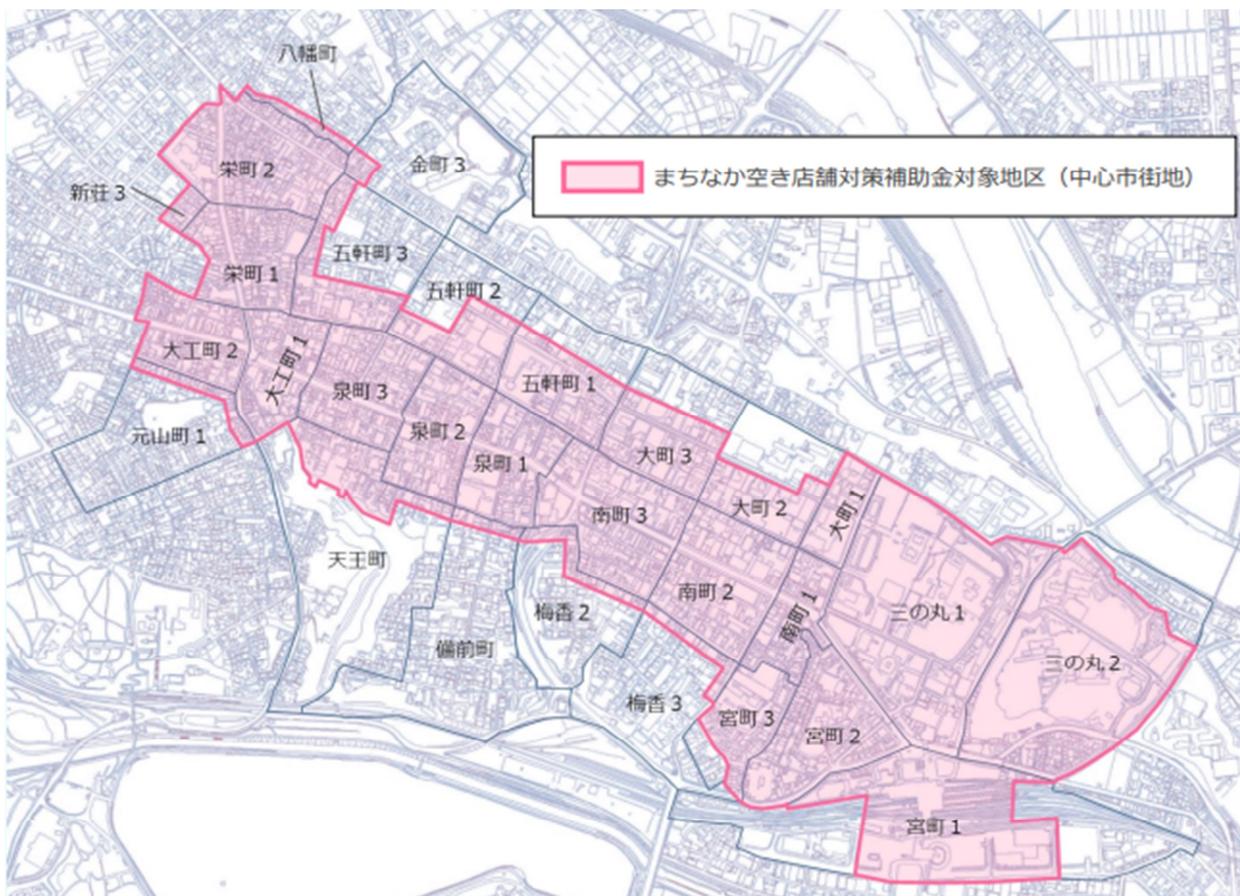
#### 対象エリア

- ・中心市街地地区(裏面エリア図)
- 及び下市地区(市道浜田 171 号線(ハミングロード)に面する区域)

○手続きの流れ…店舗の改装に着手する前に必ず申請書の提出をしてください。



○対象エリア図



○お問い合わせ…水戸市産業経済部商工課 〒310 - 8615 水戸市中央 1-4-1 水戸市役所5階

Tel:029 - 232 - 9185 Mail:commerce@city.mito.lg.jp